

グラス 阿蘇市地域通貨 (Grass) の集め方や 使い方をご紹介します

◎阿蘇市地域通貨参加施設一覧 (12月26日現在)

施設名	電話番号
おしま屋	32-0041
はな阿蘇美	23-6262
菓舗よしなみ	32-0177
菓匠 久幸堂	32-0442
まち湯 (内牧地域7ヶ所) ※問い合わせは阿蘇インフォメーションセンター	32-1960
レストラン北山	32-2112
菓心 なかむら	34-0321
夢の湯	35-5777
A S O 田園空間博物館総合案内所	35-5077
クリーニングのレインボー	35-5600
阿蘇とれ市場	34-2218
阿蘇いこいの村	34-2151
野の花の宿 阿蘇の四季	22-3618
アゼリア21	22-5311
レストラン藤屋 (藤屋観光)	22-0166
株式会社トマック (村上オートサービス)	22-0307
クリップ	22-3280
湧水茶屋なかまち	22-2322
(有) 阿蘇山上茶店	34-0833
道の駅波野神楽苑	24-2331
一の宮温泉センター	22-4083

地域通貨の参加店を募集しています!

地域通貨の協力店として参加いただける方は、
商工観光課までお問合せ下さい。



地域通貨(Grass)とは?

阿蘇市の地域通貨、単位は草原を意味する「Grass」(グラス)といえます。通貨は阿蘇市や阿蘇市民のために活動をしていただいたグループや団体の方々に対して配布しています。通貨は、地域通貨の取り組みに協力をいただいている各参加店舗のオリジナルの特典と交換することができます。

Grassの集めかた

阿蘇市地域通貨 (Grass) は地域づくりや環境活動等に参画して集めることができます。市民の皆さんが環境活動や地域活動をされ、Grassを使用された場合には、申請が必要となりますので、事前に商工観光課までご連絡下さい。

Grassの使い方

- ①左表の参加施設で使うことができます。施設により、提供するサービス内容や、使用できるGrassのポイント数が異なりますので、詳細はそれぞれのお店にお問合せ下さい (ホームページに全店のサービス内容を掲載)。
- ②地域通貨は阿蘇市指定のゴミ袋と交換できます。インフォメーションセンター (はな阿蘇美前) とASO田園空間博物館総合案内所 (阿蘇駅前) で200Grass (10枚入) として交換できます。

市営住宅の申込を随時受け付けています！ ★市営住宅池尻団地1DKへの一般入居募集★

● 申 込 条 件 ●

【申込資格】

①～⑤の条件全てを満たしている方

- ①親族と同居する方。ただし、単身で入居される場合は特例がありますのでお問い合わせください。（特例に該当する方：昭和31年4月1日以前にお生まれの方・身体障害（1～4級）等の認定を受けている方・生活保護を受けている方等）
- ②市税等に滞納がない方。 ③政令で定められた所得以下の方。
- ④入居可能な持ち家がない方。 ⑤暴力団員でない方。

【連帯保証人要件】

入居決定の際には、①～⑤の条件全てを満たし、かつそれぞれの生計が別である2名の連帯保証人が必要となります。

- ①阿蘇市在住の方。（ただし、1名については4親等以内の親族であれば阿蘇市外の方も可。）
- ②入居者と同等の所得以上の方。 ③現在市営住宅に入居していない方。
- ④市税等の滞納がない方。
- ⑤資格を証明する書類（所得証明書・納税証明書）を提出できる方。

市 営住宅は、住宅に困っている比較的収入の少ない世帯に対し、安い家賃でお住まいいただくため、市が供給している住宅です。

市営住宅の申込については、随時受付を行っています。また、申し込みをされた方は

対象に、空き部屋の状況により抽選会を年2～3回程度実施しています。

次回の抽選会は3月を予定しており、1月31日までに申し込みをされた方について、2月に抽選会の案内通知を発送します。

建替移転を目的として入居を開始した池尻団地A棟ですが、空きが生じたので入居者を募集します。希望される方は、入居資格及び連帯保証人要件を確認のうえ、阿蘇市営住宅入居申込み手続きを行なってください。

- 募集内容** 池尻団地A棟 1DK 1部屋 ●**申込期限** 1月31日 ㊦
- 家賃** 入居者の所得に応じ、月額12,700円から25,000円の間で設定されます。（家賃については、毎年度見直しを行います。）
- その他** 1DKであることから、1～2名程度の世帯構成での入居を推奨します。



《問い合わせ》 建設課 公営住宅係 ☎22-3187

メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して、**老後**に備えましょう。

加入要件は

- ①年齢要件・・・60歳未満
 - ②国民年金の要件・・・国民年金第1号被保険者
 - ③農業上の要件・・・年間60日以上農業に従事
- 上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
農地をもっていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

POINT 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

POINT 2

税制上の優遇措置

- ①支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ②受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

POINT 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払いできます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会（☎22-3254）、JA各支所までお問い合わせください。